

事務連絡
令和5年12月15日

会員各位

熊本市歯科医師会
(社保委員会扱い)

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の特例について

医療情報・システム基盤整備体制充実加算は、「オンライン請求を行っていること」が算定要件となっておりますが、今現在オンライン請求を行っていない医療機関でも「今年中にオンライン請求を開始する旨」の届け出をすることで加算の算定が可能となっております。この特例は、令和5年12月31日までが期限となっておりますので、オンライン請求なしに医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定している医療機関は、今年中にオンライン請求を開始する必要があります。早急にご準備いただきますようお願い致します。

なお、期日である令和5年12月31日時点でオンライン請求が開始されていない場合には、届出時点から算定要件を満たさなかったことになり、算定開始日に遡って医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定を全額返還することになりますので、ご注意ください。